

平成15年第2定例会 7月22日 村田憲俊 一般質問

21世紀初めての統一地方選挙において後志管内より有権者の皆様の負託を受け、道議会に参画させていただきました村田でございます。議員の皆様には、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

そして、高橋はるみ知事とは、立場こそ違え、期を同じくし、道政に参画できますことを感慨深く思っているところであり、知事を初めとする理事者の皆様に対しましても、よろしくお願いを申し上げます。

質問に入る前に、このたびの九州地方における豪雨による土砂、土石流によりとうとい命を失われた方々の御冥福をまずはお祈りいたしますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を心から望むものであります。

それでは、通告に従い質問に入らせて頂きます。

私からは、**漁業振興**について質問いたします。

平成13年水産基本法が制定されたことを受け、道においても昨年度、北海道水産業・漁村振興条例が制定され、これに基づき、第1期北海道水産業・漁村振興計画が示されたところであります。

北海道にとり基幹産業である漁業、水産業は他の産業へ大きく影響を及ぼす重要な産業であり、200海里規制以降、様々な要因により北海道の漁業は難しい問題に次々と直面したために、従来の漁業の転換を余儀なくされるなど年々厳しい環境に追い込まれており、基幹産業であるだけに漁業の将来を危惧する所であります。

こうした事から国における平成13年度の法改正や、道における、第1期北海道水産業・漁村振興計画が策定されたことは、北海道の水産・漁業の新たな振興を図るものとして大きく期待をするところであります。

さて、この振興計画の中で、国は水産物の自給率目標を掲げていますが、本計画書は生産目標として計画されており本来であれば国同様、国内外への供給目標などしっかりと定め生産目標が設定されるべきと考えます。

しかも、平成14年度北海道経済白書によると、平成12年度の水産業の名目生産額は1556億円で実生産額2860億円となっておりますが、名目額で見ても全国シェアの13%程度で、道内産業全体の1%にも満たない状況であり日本の食料供給基地と言われるには少しお粗末ではないのかと思う訳であります。

そこでまず、**生産目標と、自給率目標**に関連しお伺い致します。

本道の漁業生産量がピークであった昭和62年、316万トンであった生産が平成13年には、151万トンと半減しております。また、国が平成14年に

策定しました「水産基本計画」におきまして、13%増の749万トンという目標値が設定されている一方で、道の条例に基づく目標値は、3.6%増の173万トンとなっております。

この目標値から全国シェアを求めますと、基準年である平成11年25.2%であったものが、目標年である平成24年には23.1%と2ポイント下がる計画であり、本道水産業の将来に期待が持てるか心配するところでありませう。

さらに、国の推計する沿岸漁業者数は、平成12年の22万人から平成24年には11万人と半減するとし、北海道においてもおおよそ同じく減少すると予測しております。こうした状況下で生産目標はおおむね横ばいとなっておりますが、現在、水産業が抱える諸課題を解決していかなければ、目標達成どころか、減産を招く結果になりかねないと思います。私は、道も国の示す食料自給率目標に、より貢献すべきと考えますが、どのようにお考えになるかお伺い致します。

答 弁 高橋はるみ 知事

(漁業生産目標について)

国の生産目標は、平成24年を目標年として、遠洋漁業のほか、我が国周辺の沖合と沿岸漁業、養殖業などで予測した生産量に、主に本州太平洋沖合のサバの資源回復や南方系の新たな魚種の養殖などによる増産見込みを加えて設定されているところ。

道の生産目標も国と同様の手法により、平成24年を目標年として沿岸漁業などで予測される生産量に、増産見込みを加えて設定したところ。

本道周辺海域においては、国が見込んだ本州太平洋沖合のサバのように、今後、大幅に資源の増大が期待できる魚種が見あたらないことから、道の増産見込みは国に比べて低くなったものの、TAC(タック)制度などによる資源管理の強化や、マツカワなどの栽培漁業の推進などにより、本道周辺海域の生産力を最大限に生かすとともに、漁業経営の改善や就業者の確保に取り組み、漁業生産の維持増大を図ることとしたところ。

今後、道としては、この「北海道水産業・漁村振興推進計画」に掲げた生産目標の達成に全力を挙げて取り組み、安全で安心な道産水産物の供給と消費拡大を図ることにより、国の自給率目標の向上に貢献するとともに、我が国最大の水産物供給基地としての責務を引き続き果たしていく所存。

次に、2番目の質問として漁港の整備に関しお伺い致します。

一点目は

旧漁港法と旧沿岸漁場整備法が改正され、漁港と漁場整備が一体化した漁港漁場整備長期計画として水産基盤整備事業が進められているところであります。

そこで、これらを推進するにあたり、各地域の意見や要望等、どのような形で取り入れ整備されているのか。また道は、高齢者や女性の労働負担の軽減に配慮した漁港・漁場の整備を進めるとしてありますがどのような考え方によるのか、伺います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(水産基盤整備事業の推進について)

漁港と漁場を一体的に整備する水産基盤整備事業の推進にあたっては、道といたしましては、関係する市町村や漁業協同組合などと意見交換を行う現地連絡会議を、漁港ごとに設置し、地元の要望等が十分反映されるように取り組んでいるところである。

(また、高齢者などに配慮した漁港や漁場の整備について)

吹きさらしの岸壁での網はずし作業など、厳しい自然条件の下で、漁業生産活動に従事する高齢者や女性の方々が安全で働きやすいように、漁港や漁場での就労環境を整えていくことが、極めて大切なことと考えているところである。

このため、道といたしましては、漁港の岸壁に屋根を設置するなどの事業のほか、漁場の整備においては、高齢者の方々などが、海藻類を採取するために、徒歩で簡単に行くことができる平磯上での漁場づくりなどを進めているところであり、今後とも、高齢者や女性の方々の就労環境に配慮した漁港や漁場の整備に取り組んでいく所存である。

二点目は

北海道には3000kmに及ぶ海岸線に285の漁港があり、漁港漁場整備に本年度は約566億円を投入して整備されることとなっていますが、漁港漁場整備長期計画の元、水産基盤整備事業費が前年度比91.5%と落ち込んでおり事業の推進に影響がないのか懸念されるのであります、また、地域の拠点的な役割を持つ漁港は、畜養施設などが併設されるなど、特定漁港・漁場として整備が進められておりますが、一方で築後、年数が経ち、長年の波浪等の影響で損傷が激しく、安全な係船、荷揚げ作業の効率と安全性に支障をきたしている漁港もあり、漁業者から早期に整備、補修を要望する声が聞かれるのであります。

そこで、こうした漁港の整備、補修は今後どのように進められて行くのか、また、今後なお就業者、漁船の減少も予測されているのであれば漁港利用のあり方も変化してくるものと考えます、厳しい財政状況の中での漁港整備などに関する道の考えについてお聞かせ願います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(漁港の整備などについてであります)

漁港のなかには、建設後、年数が経過し、波浪などの影響により、防波堤や岸壁などが損傷を受け、改良を必要とする施設もありますので、道といたしましては、改良個所について調査を行うとともに、事業の優先度を勘案しながら、工事の時期や進め方について地元と十分協議し、整備に努めて参りたいと考えております。

(また、漁港の整備の考え方についてであります)

近年、漁業就業者の減少をはじめ、前浜を利用した栽培漁業への取り組みが全道的に展開されてきていることなど、漁業生産活動の変化に伴い、漁港をとりまく環境が変わってきていることから、こうした変化に適切に対応した漁港の整備が大切と考えております。

道といたしましては、今後とも、漁港ごとに設置している現地連絡会議などにおいて、これからの漁港利用のあり方や整備について、地元市町村や漁業協同組合の意見、要望などを十分にお聴きしながら地域の拠点的な役割を担っている漁港の整備を、効率的・効果的に推進していく所存であります。

次に3番目の質問として、トド対策についてお伺い致します。

近年北は宗谷管内から南は渡島管内に及ぶ北海道の日本海海域と根室管内においてトドによる漁業被害が増加の傾向にあります、日本海海域における漁業は北海道の開拓の歴史とともに漁業従事者も多く漁業により生計を立てている方々も多い反面漁業者の所得水準が低いのが現状であります、特に秋から翌年春にかけての漁は油ののったうまい魚が揚がり、さけ・たら・すけそ・アンコウなど、魚価の良い魚が揚がり市場へと送られるわけですが、同じ時期にトドが来遊し漁具被害、魚の食害と損失をこうむっており、漁業者は大変な痛手をうけており、こうした被害には何の保証もなくただ泣き寝入りの状況であり、地域によっては諦めから、この時期漁をやめている所もあります、漁師が海に出られない、こんな悲しいことがあっているのかと思う訳であります。

こうしたことから一点目として

道としてはトドの生息頭数や生息環境調査をもとに様々な対策を講じて来たと思っておりますが、トドによる漁業被害が近年10億円を超えていることに対し、これまでどのような対策をとられてきたのか、合わせてその効果をお聞かせ願います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(トドによる漁業被害への対策について)

道では、これまでに、今後の被害対策を効果的に実施するうえで必要となるトドの生態調査や来遊頭数調査などの基礎調査を実施してきたほか、光や音、臭いを利用したトドを漁場から遠ざける忌避システムの開発試験、更には、漁業者が行うトド駆除や、道が開発した強化小定置網等の導入に際して、地元の漁業協同組合に助成を行ってきたところ。

これらの取組みの結果、小定置網等については、強化網の導入によって、網が破損しないなど効果が上がっているが、被害の7割以上を占める刺し網については、強化網が未だ開発段階にあることや、毎年のトドの来遊頭数や餌を摂る際の行動等の生態把握が不十分なこと、更には、音などによる忌避システムについても、トドを漁場に近づけないようにする効果的な手法が十分に確立されていないなどの課題もあり、道としても、今後とも、これらの課題解決をはじめトドの被害ができるだけ減少するよう各種の対策に積極的に取り組んでいく考え。

## 二点目は

これまで開発され一部実用化されている強化網についてであります。強化網が高価な事から国1/2・道1/8と補助されておりやっど底建においては実用化され漁業者も重量等に難点はあるが効果はあると話されており、普通の網からするといくら補助されていても割高であり負担を強いられ網を入れる数も減らしているのが現状であります、こうした現状の中で、国の強化網に対する補助は今年度で打切りされると聞いております、道として国にどのように対応し、今後の被害者救済に対する道の考えをお聞かせ願います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(強化網等に対する取組みについて)

国では、平成10年度から15年度までの予定で、小定置網や底建て網漁業へのトド被害を防止する強化網の導入に助成を行っており、道としても、これに支援をしてきたところ。

強化小定置網等への助成については、最近、被害地域が宗谷・留萌や後志支庁管内から渡島支庁管内にも拡大し、地元の漁協から新たな要望もあることから、道としても、漁業者の厳しい実情を踏まえ、国に対し、平成16年度以降も強化網の補助事業が継続されるよう強力に要請するとともに、被害者救済に対する新たな制度の創設についても、引き続き、関係団体と連携して要請していく考え。

### 三点目は

私は、トドは漁師にとって憎っくき天敵と考えております。被害の大半を占める刺し網については、まだ開発途上ということで、早期の開発、実用化が強く望まれております。このままトド被害が放置されれば死活問題ともなりますので、一日も早い掃討を願っていると思います。道としてトド対策にかける決意の程をあらためてお聞かせ願いたいと思います。

答 弁 高橋はるみ 知事

(今後のトド対策への取り組みについて)

トドによる漁業被害は、毎年 10 億円を越すなど、日本海地域において、非常に深刻な影響を与えているが、一方トドは、国際的に希少な動物であることから、漁業との共存の道を探りながら対策を取っていく必要があります。道としては、これまでトド被害を防止するため、国とも連携して、トドの来遊状況等の生態把握、強化網に対する支援、トド駆除に対する助成など様々な対策を実施してきたところ。

特に被害の大きい刺し網漁業対策については、国が開発している強化刺し網の早期実用化を図るため、道としても、今定例会に、強化刺し網の実証事業を実施すべく、予算案を提案しているところ。私としては、初めての「まちかど対話 212」で利尻・礼文を訪れた際に、漁業者の方々から直接トドによる被害の深刻な実態をお聞きしたところであり、今後は、更に沿海市町村や関係する漁業団体等と協力を深め、また、国とも十分に連携を図りながら、強化刺し網の早期実用化など、より有効なトド対策を講じ、漁業者が安心して操業できるよう、積極的に取り組んでいく考え。

次に 4 番目の質問として、漁業における担い手、新規就業者に関してお伺いします。

担い手の育成・確保に関し振興計画にも入れられており、本定例への補正予算にも浜の改革推進事業として新規就業者の受け入れ体制整備等に約 5 5 0 0 万円計上されており、漁業においても、やっとうこうした浜の人々に光をあてた暖かみのある施策が取られて来たものと、高橋はるみ知事の雇用政策を大いに評価したいと思います、こうした施策が実効のあるものとして進展するよう望むものであります。そこで

一点目として

これまでも新規就業者に対する施策は取られて来ていると思いますがなかなか希望者がいない、あるいは転職しても長続きしないなどの結果が出ていたと思います、そうした反省を踏まえ今回はどのような点に改善を加えたのか、これまでの実績と合わせお答え頂きたい。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(新規就業者対策の実績などについて)

道におきましては、道立漁業研修所において、漁業をめざす若者に必要な知識や技術の習得、小型船舶の操縦資格などを取得させるための研修を行い、毎年、50名程度の修了者を送りだしているところ。

また、U,Iターンの新規参入者に対して、地元の漁協と協力しながら地域における実践的な漁業研修の機会を提供し、平成12年から14年の3年間で9名が漁業者として定着しているところ。特に、漁業経験のないU,Iターンの新規就業者が、漁業者として定着していくためには、生産活動の場が海上という特性から、気象条件の判断や危険に対する対応、漁場環境の把握など漁業に関する多くの知識や技術を身につけなければならないこと、さらには、漁村における居住環境を整備する必要があるなどの課題があると考えている。

このため、道としては、地元の漁協や漁業者の理解と協力を得ながら、新規就業者に必要な知識や資格を早期に習得させるとともに、居住施設の環境を整えるなど新規就業者が必要な支援に取り組むことにより、ただ今申し上げた課題の解決を図り、U,Iターンの新規就業者の定着を促進して参りたい。

## 二点目として

受け入れ体制を整備するとしておりますが、具体的にどのような事を行うのか、農業の新規就農者に於いては、多くの地域で特色ある助成制度を持たれており、例えば、5年以上就農すると貸与した資金の免除、研修費補助などもあり、こうした制度と同様と考えて良いのか、そうで無いのであれば、今後こうしたことも視野に入れ考えて行かれるのかどうか、いずれにしても水産業が将来に於いて明るい展望があり夢と希望のもてるものとならなければ担い手は出来ないと考えますのでお考えをお聞かせ願います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(漁業における新規就業者の具体的な受入れ体制の整備について)

本道の漁業就業者は、長期にわたり減少を続け、高齢化も進んでおり、また、一方では、漁業に就業を希望する若者が増えてきていることから、道としては、

漁村地域で新しい漁業の担い手を受入れていく仕組みづくりが必要であると考えているところ。

このため、新規就業者の受入れを円滑に進めていくためには、地元の漁協や漁業者の理解と協力を得て進めることが大切であるので、漁協、市町村、水産普及指導所などで構成する協議会を新たに設置し、この協議会を通じて、就業希望者と受入れ側である漁協や漁業者の意識のズレを解消するためのアドバイスを行う事業や漁業の担い手を受入れ、育成する意識の向上を図るセミナーを実施するとともに、新規の就業者が安心して住める宿泊施設など受入れ環境を整備する事業について、今定例会に新たに提案しているところ。

漁業における新規就業者への支援策については、農業の支援制度と異なる面もあるが、道としては、これまでの新規就業者に対する現地での研修や技術指導等の支援に加え、今定例会に提案させていただいたこれらの新しい取組により、効果的な受入れ体制を整備し、多くの新規就業希望者が一人でも多く漁業生産活動に従事し、漁村に定着できるよう努めて参る所存。

次に 5 番目の質問として、密漁対策についてお伺い致します。

資源管理及び漁業経営安定のため密漁に対する取り締まりには、漁業者自らの監視など密漁防止策が行われており、道東におけるカニ密漁対策は保安庁、警察、漁業者の連帯の元以前から比べ少なくなってきたと聞いております。一方日本海におけるウニ、あわびの密漁については検挙した事例はあるものの後を絶たない現状であり、特に生産量の少ないアワビについては年間水揚げ約 80 トンであり平成 24 年の生産目標は 200 トンとしていることもありはたして目標を達成できるのか心配されます、地区によっては漁業者自らガードマンを雇い、24 時間監視をし、年間 1200 万の経費をかけ管理している地域もあります、資源をまもり漁業者の生活を守るためにも道の対策の強化を望むものであります。こうした事から、

一点目として、

現行、取り締まりには、漁業法第 143 条 1 項と 2 項、北海道海面漁業調整規則 35 条で規制しているが密漁者の取り締まりがこれだけでは難しいと聞いており、全道漁協組合長会などからも幾度となく、罰則規定の強化等要請されている所ありますが、法改定は様々な要因により難しいとされているが、私は、国への強い要求をしつつ、条例等の制定を考えても良いのではと、思っております、漁業資源を保護、管理する観点から「夜間潜水」「海岸での駐車」等密漁の温床となる行為に新たな対策を講ずるなど、取り締まりの強化につながるものと考えますが見解を求めます。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(密漁に対する新たな対策に関連して)

最近の沿岸におけるウニ・アワビ等の密漁は、夜間、人気のない海岸に車を乗り付け、ゴムボート等により海面に出て、潜水器具を使って大規模に実施している事例がみられるところ。しかしながら、「夜間潜水」や「海岸での駐車」を禁止する措置をとった場合、道民の様々な権利の制限につながることも考えられるため一般的には難しい課題もあるが、他の法令との関係などについて、研究してまいりたい。

二点目として、

地区によっては、赤外線センサーを設置し、通報するシステムや、サーチライトを設置するなど、密漁防止に取り組んでいる所もありますが、監視エリアは部分的なものであり、広範囲にわたる監視エリアの取り締まりに大変苦慮しているのが現状であります。取り締まりの観点から、監視エリアを狭めるために漁場利用のあり方を見直したり、中核的漁業者協業体といった組織化の指導を行うなど、密漁できない環境づくりを進める事によって、アワビ、ウニの増産が可能となり、漁業経営の安定が図られると考えます。当然、漁業協同組合や漁業者の理解も必要となりますが、こうした施策を展開されてはと考えますが、お考えをお伺い致します。

答 弁 高橋はるみ 知事

(密漁できない環境づくりに関連して)

道内においては、複数の漁業者が経営の協業化を図り、中核的な漁業者の協業体を組織し、アワビの種苗を、比較的狭い海域に集中的に放流することによって、集約的な漁場の利用を進め、適切な管理を行うとともに、密漁への集中的な監視などの対策を講ずることにより、水揚げの向上や経営の安定を図っていかうとする先進的な事例が見られるところ。

このような取り組みは、密漁防止の上からも有効と考えられるので、道としては、今後更に各漁協に対し中核的な漁業者協業体の組織化を指導してまいりたい。

いずれにいたしましても、密漁は水産資源に悪影響を与えるばかりでなく、地域の漁業者にも経済的に大きな打撃を与えることから、道としては、今後とも密漁防止のための普及・啓発活動や地元の漁協などが実施している漁場の監視活動に対し必要な助成を行うとともに、取締専門機関である海上保安部や警察との連携を深め、密漁の未然防止など取締の一層の強化に努めてまいりたい。

次に6番目の質問として水産試験研究に関してお伺いいたします。

獲る漁業からつくる漁業へというスローガンを聞くようになってからだいぶ久しくなってきました、水産資源が枯渇しないよう資源管理型漁業・栽培漁業へと併せ安全な食品をと、水産業を取り巻く情勢はより高度な情報を必要としてきております。こうした観点に立ち質問を致します。

一点目として

水産業・漁村振興推進計画の中に、水産試験研究中長期計画の策定をする事としており多義にわたり試験研究課題をもたれております、この計画の目指す物と進捗状況をお知らせ願います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(水産試験研究中長期計画について)

道といたしましては、本年3月に策定した「水産業・漁村振興計画」に基づき、北海道が国内最大の食糧供給基地として、豊かな海で漁獲されるスケトウダラやサンマ、また、海域の特性に応じた栽培技術により生産されるサケやホタテなどを、国民へ安定的に供給することを目的に、資源管理手法、培養殖に関する技術及び水産物の利活用の技術開発などを内容とした水産試験研究中長期計画を策定することとしている。

この計画については、先般、5月に開催された北海道水産業・漁村振興審議会において研究の中長期計画案を説明し、ご意見を頂いており、それらを踏まえて、本年度の出来るだけ早い時期に計画を策定することとしている。

二点目として

資源管理や増・養殖を行うにも、水産生物の生態や特性等知る必要がありこれまで多くの研究が成されてきた物と思います、どれぐらいの種類で代表される物はどのような物か、また、研究の成果が漁業にどのように生かされてきたか、さらに、以前マスコミ等で磯焼け現象のことが良く話題とされており、どのような対策が取られて来たかあまり知らされておられません、民間企業に於いては磯焼けを回復させる技術も開発されていると聞いており、道としてのこれまでの研究成果と今後水産業にどのように生かし取り組んで行かれるのかお聞かせ願います。

答 弁 梶本孝博 水産林務部長

(水産資源の管理などに関する研究について)

現在、道立水産試験場において、水産資源の管理に関する調査研究については、スケトウダラ、シシヤモ、カレイ類などをはじめ 34 魚種を対象に実施し、スケトウダラなど、多くの魚種の資源水準の予測を漁業者に情報提供し、特に、スルメイカやサンマなどでは、その予測精度の高さにより、漁業者から高い評価を得ている。また、栽培漁業に関しては、ヒラメ、マツカワ、ニシンなど 15 魚種について調査研究に取り組んでおり、ホタテでは、種苗放流などの事業安定化技術が完成し、オホーツク海や噴火湾の資源維持・増大に寄与している。

ウニ、アワビ、ヒラメ、クロソイについては、種苗生産技術が完成し、技術移転を受けた民間での放流が行われており、一方、マツカワについては、完成した種苗生産技術を踏まえて、栽培漁業海域拠点センターの建設に取り組んでいる。

(磯焼けについて)

日本海などにおける磯焼け現象は、海水温の上昇などの環境変化によって発生すると考えられておりますが、それが長期に持続する原因としては、わかめコンブなど大型海藻類の若い芽が、ウニに食べ尽くされることによって起きていることが水産試験場の研究成果によって明らかになっているところ。

今後は、これまでの研究成果を踏まえ、磯焼けした漁場の回復や新規漁場の造成に向けて、海藻類へのウニの食害を防止するシステムを具体的に検討するなど、引き続き、磯焼け現象を解消するため、各種の試験研究に取り組んでまいります。

最後の質問であります。海洋深層水についてお伺い致します。

海洋深層水の特性を利用し、新たな産業振興への取り組みを進めている高知県室戸沖の深層水事業は全国に海洋深層水の名を知らしめ県の主導の元、幅広く各産業に生かされております。北海道に於いては熊石町、羅臼町、ではすでに取り水をはじめ岩内町においては本年末、取水予定としており、主に畜養・水産加工等、水産分野での利用を主な目的としておりますが、水産分野だけではなく様々な産業に利活用できるようそれぞれの地域で商品開発が行われるなど、事業展開しております。

平成12年第3回定例会に於いて、我が自民党道民会議の小池議員、工藤議員より海洋深層水について質問されているところでありますが、以後、道の海洋深層水への取り組む姿勢が大きく進展しているとは思われず、各地域の単なる試験研究のお手伝い的なものとしか見えません、先に述べたように、海洋深層水は水産分野だけではなく産業クラスターとして多種産業への利用を可能として新産業の創出、合わせ雇用の場を創出する可能性が高いことから、道としても北海道全体の産業へ一層貢献できるよう、本庁内の推進体制を充実するとともに、水産試験場など試験研究機関に研究者を配置するなど、専門セクショ

ンを設け対応するべきと考えますがいかがお考えかお伺い致します。  
以上再質問を留保し質問を終わります。

答 弁 吉田洋一 総合企画部長

(海洋深層水の取組に関連して)

海洋深層水は、水産業をはじめ、食品、医療など広範な分野での利用が期待される有望な資源であることから、第一次産品の高付加価値化などを目指した実用化・事業化に向けた調査・研究を進め、本道における海洋深層水関連の起業化に向けた地域の取組を支援していくことが重要であると考えている。

道においては、これまで、日本海海洋深層水の状況や利用方法などの調査・研究をはじめ、魚介類の鮮度保持効果の検討、北海道近海の深層水の食品加工への利用など海洋深層水の実用化に向けた調査・研究を行ってきた。

さらに、平成13年に、学識経験者や道の試験研究機関の職員などで構成する「北海道海洋開発研究懇談会・海洋深層水利活用部会」を設置して、北海道周辺の海洋深層水の特性、水産への利用、商品化とマーケティング戦略などについて検討を進め、昨年6月には、「北海道における海洋深層水の利活用の方向性」を報告書にまとめるとともに、関係市町村等に提供するなど、海洋深層水の利活用に向けた取組を進めてきたところ。

道としては、海洋深層水の利活用を促進する観点から、平成13年度に科学技術振興課内に深層水を所掌する主査を配置し、平成15年度からは、全庁的なグループ制への移行により科学技術振興グループの中で取り組んでいる。

今後とも、海洋深層水を利用した事業化、起業化に向け、関係市・町で構成する「北海道海洋深層水利活用自治体等連絡会」との連携をより一層密にするとともに、地域からの具体的な研究要望を踏まえ、道立試験研究機関が連携して各地域の取組を積極的に支援して参る考え。

## 再質問指摘と要望

ただいま御答弁をいただきましたが、まず、誤解のないように先に・・・

私は、自民党・道民会議の一員でございまして、高橋はるみ知事をしっかりと支援し、後押しをしていく、そうした立場であるということ、まずは誤解のないようにお伝えをしておきたいと思っております。そうした中で、生産目標、また、目標値に関する関連、それから漁港の整備、そして新規就業者、試験研究の関係、また、深層水のことにつきましては、現在、始まったばかりの事業でもありますし、そして、今、これから整備関係もしっかりとやっていくというようなお話をいただきましたので、これは、これからの時期を見まして、また改めて別な場で質問をさせていただきたいというふうに、この件をまず表明しておきたいと思っております。

それで、トドに対するお話、また、密漁に関する関係でございませけれども、高橋知事もよく御承知かと思えますが、先般、小樽潮陵高校にも行ってまいりました。今回、トドの取材をし、8分程度のビデオにまとめられたお二人の女生徒さんは、メールで知事に御案内をいただき、お会いしたということも新聞に出ておりましたけれども、彼女方二人は大変感激をいたしておりました。

きっと、こういう方々が北海道の将来をしっかりと担っていけるのじゃないかなと、そして、この思い出はきっと忘れることはないのじゃないかなと、思いましたので、高橋知事が公約のとおり、いろんな方々とお話をしたいと、そうしたことを実践されているのだなと思いました。

そのビデオの中で、いろんなところへ取材に行かれておりましたけれども、北大だとか市だとか、それからまた漁業者の方に取材をされておったようございませますが、その中で、御高齢の漁業者、その方が非常に力なげに、「トドが出る時期には漁に出ないんだ、だから、この時期は所得がないんだ」、そして、最後にぼつりと、「おれらも食わなきゃならないけど、トドも食わなきゃならないんだ」と、こんな思いで物を言って、非常に象徴的なことございまして、私は複雑な気持ちで帰ってまいりました。

これが、よくお話しされるように、自然災害と同様の扱いだというのは、少し理不尽ではないのかなと思うわけでありませ。そうしたことで、今回、とりあえず15年度でもって国の補助が一区切りになるということございませ。

先ほどの御答弁では、国に強く要請されるということございませ。

これから予算編成の時期になって予算要求になると思うのです。何としましても、この問題は落としてほしくない。仮に落とすことになると、当然、これまで7割からの被害をこうむっておる刺し網について不公平感が出てくる。

国が補償しないというのであれば、当然、私の立場としては、単費でも道がやりなさいということになってきます。この点、これはトド問題だけでなく、他の予算にも影響いたしますので、この点は心してしっかりと国に交渉しますよう知事にお願いをしておきたいと思ひませ。

それと、密漁に対してでございませけれども、研究されるということの御答弁がございませ。ぜひ、いずれかの時期にその成果をお知らせ願ひたいと思ひませ。

そうした中で、この問題はさまざまな要因があるのは私もよく知っております。しかしながら、非常に幼稚な話になって申しわけございませけれども、単純なことございませ。

皆さんも子供のころに、幼いころによく聞いたと思ひませけれども、おとぎ話とか童謡の桃太郎さんの話でございませ。桃太郎さんというのは、私が子供心に思ったのは、悪いことをしたら征伐されるよ、反対に、悪い者にはしっかりと立ち向かっていきなさいと、これが正義の心だと思ひませ。どうしてこの部分がしっかりと出てこないのかな、こう思うわけございませ。しかも、この密漁の話は北海道だけの問題ではございませ。

前に、13年3定の予算特別委員会で蝦名議員からも質問されておりますけれども、道東では、カニ、マス、サケ、そして日本海沿岸では、アワビ、ウニ、青森に行きますと、今度はシジミの問題、もっと下がりますと、日本で最大のアワビの生産地であります岩手、宮城でもやはりアワビの問題、内水面でもこうしたシジミの問題とか、これはもう全国にあるわけがございます。この問題は、高橋はるみ知事が率先し、他府県とも連携をしっかりとした中で、全漁連などからも要望があります密猟者対策について、ぜひ法改正、罰則規定の強化等を強く要望していただきたいと思うわけがございます。このお話は私の思いだけではございません。今回、歩いて漁業者やいろんな方々とお会いしたその声をお伝えしているわけですので、ぜひ北海道の漁業が道内でより一層振興しますことをお願いいたしたいと思っております。そして、先ほど申しましたお子さん方が、これから、北海道の大地、海をこよなく愛し、そして未来に夢と希望が持てる、そんな新生北海道を高橋知事にはぜひ築いていただきたいと思っております。当然、私ども自民党・道民会議のメンバーはしっかりと知事の後押しをするのでありますし、特に、私ども、今回同期で当選をいたしました新人16名は高橋知事のサポーターでございますので、そうしたことを表明いたしまして、再質問を終わります。